補助金等取扱基準

補助金等の名称	私立保育所障がい児保育補助金
111137 TO 47 02 11 11.	位于以上1000000000000000000000000000000000000
補助事業等の目標	私立保育所が障がい児保育を行うために保育士を加配することに対し補助することにより、障がい児の保育環境の向上に資することを目的とする。
補助事業等の 対 象 者	児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第35条第4項の規定により私立保育所 を設置している者
補助対象経費	障がい児保育のための保育士を加配することに要する費用
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	予算の範囲内において障がい児保育のための保育士を加配することに要する費用の額と、加配保育士の配置月数に148,000円を乗じた額のいずれか少ない額 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
73 A X 16 (ma) +	
補助事業等の評 価	私立保育所障がい児保育補助金交付申請書(様式第2号-1)及び私立保育 所障がい児保育補助金実績報告書(様式第5号-1)により、事業内容を審査 の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	平成28年4月1日
 補助事業等の	
終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 国の制度上必要な補助であるため
情 報 の 公表の方法等	補助事業者、補助事業の内容、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	1 補助金の交付を受けようとする者は、私立保育所障がい児保育補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。 2 補助金の交付を受けた者は、事業終了後、速やかに私立保育所障害児保育補助金実績報告書に、加配保育士等の雇用及び費用の支払いが確認できる資料を添付して市長に提出しなければならない。 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 こども課 保育係

平成28年 4月 1日 制定

令和 6年 3月15日 一部改正(令和 6年 4月 1日 施行)